

| 観点 | ねらい | 内容 | 資料 | 指導上の留意点 | 中学校との関連 | 選択科目との関連 |
|---|-------------|--|---------------|---|---|--|
| ○ 日本国憲法において三権がどのように抑制し合い、均衡を保っているかを理解させる。 | 3 権力分立と人権保障 | （1）権力分立の意義 （2）権力分立の仕組み （3）日本国憲法における権力分立と人権保障 | 岩波書店 P69～90) | ○ 「日本国憲法」第41条、第65条、第66条、第76条 ○ 「フランス人権宣言」第16条 ○ 「統治論」『世界の名著』ロック 中央公論社 P 283～285) | ○ 権力分立については、国会、内閣、裁判所の機構や機能のあらましを学習させるだけでなく、日本国憲法における権力分立の在り方を中心指導する。 ○ 選挙と政党の具体的な現れとしての選挙についての理解させる。 ○ 民主政治における政党の役割について理解させる。 | ○ 中学校の主な学習語句 地方自治 生民運動 地方公共団体 地方自治法 議会 条例 首長 直接請求権 請願権 住民投票 地方交付税交付金 国庫支出金 マスコミニュース 世論 压力団体 |

小項目 「現代の国家と民主政治」

- ・ 小項目の目標
国家と個人、地方自治と住民福祉、世論と現代政治、世界の主要な政治体制などを観点として、現代の国家と民主政治に関する基本的な問題について考える力を養う。
- ・ 指導計画